

●目 次●

はしがき・i/凡例・iii

第1部 総論

第1章 サステナビリティの概念（沿革・関連概念等） 2

1	持続可能性という概念	4
(1)	はじめに	4
ア	国内との関係・4/イ 国際社会との関係・5/ウ 将来との関係・5	
(2)	時間軸の確認	6
(3)	2つの留意点	7
(4)	持続可能性と3つの要素	9
(5)	「持続可能な開発」のルーツであるブルントラント報告書	10
2	報告書の概要	12
(1)	経済的要素	13
ア	新しい生産過程と技術・13/イ 国際経済・14/ウ エネルギー問題・14	
(2)	環境的要素	15
ア	コモンズ（共有資産）の管理・15/イ 生物多様性の重要性・16/ウ 都市管理の重要性・16/エ 平和の確保・17	
(3)	社会的要素	17
ア	人口問題・17/イ 食料確保・18	
(4)	その他	19
(5)	小 括	21

第2章 サステナビリティをめぐる規範を読み解く 22

1	「サステナビリティ」とは「何」にとってのサステナビリティか	23
---	-------------------------------	----

2	サステナビリティ規範の策定の構造	26
3	サステナビリティ規範の制定の主体	29
(1)	サステナビリティ課題それ自体の設定	29
(2)	各サステナビリティ課題の内容および行動規範の設定	30
(3)	(2)を具体化する各種の規範	31
(4)	各国・法域におけるエンフォースメントのための規範	31
4	ステークホルダーと規律内容	32
5	規範の形式等をめぐるポイント	35
(1)	ソフトローとハードロー	35
(2)	プリンシプルベース・アプローチとルールベース・アプローチ	36
(3)	規範の契約関係への取込み（を含む、民事法的拘束力との関係）	38
6	複数のサステナビリティ課題相互間の関係を考える	39
7	結語	40

第3章 ESG

42

第1節 ESG の概念

42

第2節 ESG 要素の考慮と取締役の善管注意義務

45

第3節 マテリアリティ

47

第2部 コーポレート

第1章 総論

52

第1節	サステナビリティ経営を支える体制 ……………	55
1	サステナビリティ・ガバナンス……………	55
2	OECD コーポレートガバナンス原則……………	56
3	スチュワードシップ・コード……………	60
	(1) スチュワードシップ・コードの背景と位置づけ……………	60
	(2) サステナビリティの考慮……………	61
4	コーポレートガバナンス・コード……………	63
	(1) コーポレートガバナンス・コードの背景と位置づけ……………	63
	(2) サステナビリティをめぐる課題への取組み……………	65
	(3) 取締役会の多様性……………	67
	(4) 中核人材の多様性の確保と人材戦略……………	69
	(5) サステナビリティに関する開示……………	71
	(6) コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・ プログラム……………	72
5	投資家と企業の対話ガイドライン……………	74
	(1) 投資家と企業の対話ガイドラインの位置づけ……………	74
	(2) 取締役会の多様性……………	75
	(3) サステナビリティに関する対話……………	75
6	コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (CGS ガイドライン)……………	76
	(1) CGS ガイドラインの位置づけ……………	76
	(2) 多様性……………	76
	(3) 経営陣のリーダーシップ強化のための委員会……………	76
7	サステナビリティ委員会……………	78
	(1) サステナビリティ委員会を設置する企業の広がり……………	78
	(2) サステナビリティ委員会の設置意義……………	79
	(3) サステナビリティ委員会の位置づけ等……………	80
	(4) サステナビリティ課題への対応上の留意点……………	82
	ア 経営方針への反映と具体的な事業戦略への落とし込み・82/イ 個 別案件への組み込みと1人ひとりが自分ごととして取り組むこと・82/	

ウ マテリアリティの特定・83/エ ミッションの明確化と共有・83/
 オ 体制整備と見える化・83/カ 多様なステークホルダーの意見を採
 り入れるための工夫・83/キ PDCAを回すための KPI の設定とモニタ
 リング・83

第2節 役員報酬 85

1 サステナビリティと役員報酬の関係 85

2 サステナビリティと役員報酬に関する国際的なイニシアティブ等 86

(1) 報酬に対するサステナビリティ指標組入れの開示に関する提言 86

ア TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）最終報告書・86/イ
 世界経済フォーラムのホワイトペーパー・86/ウ CSRD（企業サステナ
 ビリティ報告指令）および ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）・87/エ
 G20/OECD コーポレートガバナンス原則 2023・88/オ GSSB の
 GRI スタンダード・88/カ ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の
 IFRS S1 号および S2 号・89

(2) サステナビリティを踏まえた報酬制度設計に関する主な提言 90

ア PRI（責任投資原則）の投資家及び企業のためのガイダンス
 「Integrating ESG issues into executive pay」・90/イ ICGN の国際
 コーポレートガバナンス原則・92/ウ 人材版伊藤レポート 2.0・93/エ
 伊藤レポート 3.0（SX 版伊藤レポート）・95

(3) 主な ESG 評価機関の報酬に関する基準 95

ア MSCI・95/イ CDP（Carbon Disclosure Project）・96

(4) 議決権行使助言会社の動向 96

3 サステナビリティ指標の組入れに関する実務上の留意点 97

(1) サステナビリティ指標の主な類型と選定の視点 97

(2) スコアカードの作成 98

(3) 指標を適用する対象者の範囲 98

(4) 組み入れた対象とする報酬の種類 99

(5) 報酬支払の必要最低条件とするか、報酬額計算の評価項目とする か、調整項目とするか 99

(6) サステナビリティ指標のウェイト 100

(7) 報酬委員会等による裁量権の行使 100

(8) 株主総会決議の方法 100

(9) 報酬開示 101

(10) 税務上の留意点	102
--------------	-----

第3節 サステナビリティ情報開示 103

1 サステナビリティ情報開示の意義と開示府令等の改正	103
2 開示府令等で求められている開示内容	104
3 サステナビリティ情報開示への基本的な取組み方	108
4 「ガバナンス」・「リスク管理」の取組みと情報開示	109
5 「戦略」・「指標及び目標」の取組みと情報開示	111
6 サステナビリティ情報開示と虚偽記載の責任	114
7 サステナビリティ情報開示のさらなる充実へ向けた法制度整備の動向	115

第3章 ソーシャル・エンタープライズ

118

第1節 ベネフィットコーポレーション 118

1 はじめに	118
2 ベネフィットコーポレーション制度の概要	119
(1) 株主中心主義 vs ステークホルダー主義	119
(2) 米国会社法における株主中心主義の影響	122
(3) 新たな企業形態としてのベネフィットコーポレーションの登場	123
(4) デラウェア州 PBC 法の制定経緯	124
(5) デラウェア州 PBC 法の制度内容	125
ア 組織転換に関する決議要件・125/イ PBC の取締役が負う義務の内容/公益の内容・126/ウ 公益報告書・126/エ 取締役の責任追及訴訟における原告適格・126	
(6) デラウェア州 PBC の運用状況	127
ア 公益の追求に対する法的な保護・127/イ 会社の価値観の継続・127/ウ ブランディング効果等・128	
3 日本の会社制度への示唆	129
(1) 日本における株主中心主義	129
(2) 会社の目的・存在意義	130

(3) 総括	131
--------	-----

第2節 B Corp 認証制度

1 B Corp 認証制度の概要	132
(1) B Corp 認証制度の内容および目的	132
(2) ベネフィットコーポレーションとの違い	134
(3) B Corp 認証制度の利用状況	135
(4) B Corp 認証取得のメリット	140
ア ビジネス上のメリット・140/イ B Impact Assessment による継続的な社内体制の見直し・141/ウ B Corp コミュニティへの参加を通じた集団的な取組み・142	
2 B Corp 認証の取得プロセス	143
(1) 取得プロセスの概要	143
(2) B Impact Assessment の概要	145
ア ガバナンス・145/イ 従業員・148/ウ コミュニティ・148/エ 環境・149/オ 顧客・150	
(3) B Corp 認証基準の改定	150
3 多国籍企業・大企業による B Corp の利用	152
(1) 多国籍企業・大企業に適用される B Corp 認証基準	152
(2) B Movement Builders (BMB) プログラムの概要	156
(3) 多国籍企業・大企業における B Corp 認証の利用方法の多様性	160

第3節 公益法人

1 公益法人とは	162
(1) 公益法人の役割	162
(2) 企業による公益事業支援	163
(3) 本節の概要	164
2 公益法人の税制優遇	164
(1) 概要	164
(2) 収益事業課税（公益法人等）	166
(3) 配当非課税（公共法人等）	168
(4) 寄附金控除（特定公益増進法人）	169
3 公益法人各論	170

(1) 公益社団法人・公益財団法人	171
ア 概要	171/イ 収支相償原則の見直し
(2) NPO 法人・認定 NPO 法人	174
ア 概要	174/イ パブリック・サポート・テスト
(3) 社会福祉法人	179
ア 概要	179/イ 第2種社会福祉事業を営む際の法人格の選択
(4) 学校法人	180
ア 概要	180/イ 2023年私立学校法改正
4 公益法人法制の課題	183
(1) 公益法人の成長促進	183
(2) 公益法人のコンプライアンス確保	185
(3) 法人格変更の困難性	187

第4章 M&A と ESG

188

第1節 ESG デューデリジェンス	189
1 ESG DD の意義	189
2 ESG DD の特徴と留意点	190
3 ESG DD の調査項目とフレームワーク	190
(1) Exclusion	191
(2) ESG 方針の確認と重要課題（マテリアリティ）の特定	191
(3) 環境（E）に関する調査項目	193
(4) 社会（S）に関する調査項目	194
(5) ガバナンス（G）に関する調査項目	196
(6) その他の DD への示唆	197
第2節 M&A 契約と ESG	198
1 クロージング前の遵守義務	199
2 表明保証	200
3 補償・特別補償	202
4 資本業務提携や合併会社案件におけるクロージング後の継続	

的義務と解除・サンクシヨンの検討..... 203

第3節 PMI と ESG 205

第3部 ファイナンス

第1章 総論

208

第1節 金融・金融機関とサステナビリティ 208

1 はじめに 208

2 金融機関の公共性とサステナビリティの促進 209

3 投融資活動におけるサステナビリティに関する取組み 211

(1) 総論 211

(2) サステナブル・ファイナンスの推進のための政策的な取組み 212

(3) ESG 投資 212

(4) サステナブル・ファイナンスの金融商品・金融取引 213

(5) サステナブル・ファイナンスと親和性の高い領域 213

第2節 わが国の制度整備の動向 215

1 はじめに／サステナブル・ファイナンスに関する制度整備の概観
..... 215

(1) はじめに 215

(2) サステナブル・ファイナンスに関する制度整備の概観 216

2 「市場制度の整備」に関する制度整備（「ESG 評価・データ提
供機関に係る行動規範」の策定） 218

(1) 背景 218

(2) 行動規範の具体的内容 219

ア 行動規範の受入れ・実施・219／イ 原則主義・219／ウ 行動規範

	の対象となる範囲・219	
3	「幅広いステークホルダーへの浸透」に関する制度整備 (ESG 投信に関する監督指針の改正) ……………	221
	(1) 背景 ……………	221
	(2) 監督指針における具体的留意事項 ……………	221
	ア ESG 投信の範囲・221/イ ESG 投信に関する開示・222/ウ 投資 信託委託会社の態勢整備等・223	
4	「分野別の投資環境整備」に関する制度整備 ……………	223
	(1) 「ソーシャルボンドガイドライン」の策定 ……………	223
	ア 背景・223/イ 国際的な基準/グリーンボンドガイドラインとの 関係・223/ウ ソーシャルボンドガイドラインの具体的内容・224	
	(2) 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本 指針」の策定 ……………	226
	ア 背景・226/イ 基本指針の具体的内容・226	
5	「脱炭素に係る取組み」に関する制度整備(「金融機関におけ る気候変動への対応についての基本的な考え方」の公表) ……………	227
	(1) 背景 ……………	227
	(2) ガイダンスの具体的内容 ……………	227

第2章 ESG 投資

230

第1節 ESG 投資の意義と背景 …………… 230

1	ESG 投資のグローバルな潮流 ……………	230
2	日本における ESG 投資の拡大と背景にあるルール改正等 ……………	231

第2節 ESG 投資の視点・手法 …………… 233

1	ESG 投資の視点 ……………	233
	(1) 年金基金等のアセットオーナーの視点 ……………	233
	(2) パッシブ運用機関の視点 ……………	234
	(3) 長期アクティブ運用機関の視点 ……………	235
2	ESG 投資の手法 ……………	236

第3節 ESG投資と日本法における受託者責任

——「科学的」な議論へ向けて……………238

- 1 問題意識……………238
- 2 投資運用業者や公的年金における日本法下の受託者責任……………239
- 3 海外におけるESG投資と受託者責任に係る議論……………240
- 4 ESG投資手法と受託者責任の関係……………243
- 5 小括——「科学的」な議論へ向けて……………245
- 6 おわりに……………246

第3章 サステナブル・ファイナンスと金融商品 247

第1節 サステナブル・ファイナンス商品の類型……………247

- 1 ガイドラインへの準拠……………248
- 2 債券とローン……………252
- 3 資金使途の特定の有無・内容による分類……………253
 - (1) サステナビリティ・リンク・ファイナンス……………253
 - (2) グリーン・ファイナンス……………254
 - (3) ソーシャル・ファイナンス……………256
 - (4) クライメート・トランジション・ファイナンス……………258
 - (5) インパクト・ファイナンス……………259
- 4 返済原資による分類……………259
 - (1) コーポレート・ファイナンス……………259
 - (2) ノンリコース・ファイナンス／リミテッドリコース・ファイナンス……………260

第2節 サステナブル・ファイナンスの経済的メリット……………261

- 1 発行体・借り手の経済的メリット……………261
- 2 投資家・貸し手にとっての経済的メリット……………261

第3節 サステナブル・ファイナンスに用いられる発行条件 ／契約条件……………262

- 1 サステナビリティ・リンク・ファイナンスの発行条件／契約条件……………262
 - (1) 資金使途……………262
 - (2) KPI および SPTs の設定……………262
 - (3) スプレッドの変動メカニズム……………264
 - (4) 調整対象とする経済条件・ファシリティ……………265
 - (5) 貸付実行前提条件……………265
 - (6) コバナンツ……………265
- 2 グリーン・ファイナンスの発行条件／契約条件……………266
 - (1) 調達資金の使途……………266
 - ア 充当対象となるグリーンプロジェクトの種類・詳細・266／イ グリーンプロジェクトが環境に対してネガティブな効果も持つ場合・267／ウ グリーン・ファイナンスによる調達資金をグリーンプロジェクトのリファイナンス資金に充当する場合・267
 - (2) ファシリティの種類・ドローダウンメカニズム……………267
 - (3) 調達資金の管理……………268
 - ア 調達資金の追跡管理の方法・268／イ 未充当資金の運用方法・268／ウ 金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する債券投資・融資の原資を調達するケース・269
 - (4) 貸付実行前提条件……………269
 - (5) 表明保証……………269
 - (6) コバナンツ……………269
 - (7) グリーン・ファイナンス関連条項への違反……………271

第4節 サステナビリティ・リンク・デリバティブ (Sustainability-linked Derivatives)……………272

- 1 商品概要……………272
- 2 市場動向……………273
- 3 法的論点……………275
 - (1) 商品設計とドキュメンテーション……………275

(2) 金融規制上の整理	276
4 おわりに	278

第4章 サステナブル・ファイナンスとしての プロジェクト・ファイナンス

279

1 サステナブル・ファイナンスとしてのプロジェクト・ファイ ナンスの役割	279
(1) 「サステナブル・ファイナンス」と「プロジェクト・ファイナ ンス」の関係	279
(2) サステナブル・ファイナンスにおいてプロジェクト・ファイナ ンスが担う役割	280
2 サステナブル・ファイナンスとしてのプロジェクト・ファイ ナンス	282
3 エクエーター原則／赤道原則	284
4 今後の展望	286

第5章 インパクト投資

288

1 インパクト投資の概要	288
(1) インパクト投資とは	288
(2) インパクト投資と他の類似する投資類型の差異	289
2 インパクト投資の内容	291
(1) 投資対象	291
(2) 投資主体	292
(3) インパクト測定	294
3 インパクト投資に関する法的論点	295
(1) インパクト投資と受託者責任	295
(2) インパクト投資の投資先の組織形態	296
(3) インパクト投資の投資スキーム	297
(4) インパクト投資の契約関係・契約条項	298
ア 目的・ミッションの特定・299/イ ミッションドリフトに対する セーフガード・301/ウ 報告・情報開示・303/エ インパクト投資家	

(5) インパクト企業の IPO	305
(6) ウォッシング・開示規制	307

第4部 ソーシャル

第1章 Diversity, Equity & Inclusion

310

第1節 はじめに

310

1 サステナビリティと Diversity, Equity & Inclusion	310
2 企業活動と DE&I のインテグレーション	312
3 企業による DE&I への取組み	315

第2節 多様な労働者に対応する人事労務と法政策

319

1 SDGs のゴールと労働政策	319
2 女性労働者	320
(1) 女性の登用・活用の現状	320
(2) 女性の登用・括用の推進に関する法制度・政策	321
ア 女性活躍推進法の改正・321/イ えるほし認定制度・322	
(3) 育児休業・介護休業	323
ア 育児休業・介護休業制度拡充の重要性・323/イ 概要と近時の法改正・323/ウ くるみん認定制度・324/エ 男性の育児参加の促進・325	
3 多様な性を持つ労働者	326
(1) 多様な性を持つ労働者の雇用に関連する法制度	326
(2) 就労環境の整備	328
ア 採用・配転等に関する取扱い・328/イ 就労時の身だしなみ・330	
ウ トイレ・更衣室等の職場施設の利用の問題・332	
4 シニア人材	334
(1) 高齢者雇用の現状	334

(2) 65歳までの高年齢者雇用確保措置	335
(3) 70歳までの高年齢者就業確保措置	337
ア 高年齢者就業確保措置・337/イ 創業支援等措置・338	
5 障害者	339
(1) 障害者雇用の現状	339
(2) 障害者雇用に関する法制度	340
ア 障害者雇用促進法の概要・340/イ 障害者に対する差別の禁止・340/ウ 合理的配慮・341/エ 雇用促進のための認定制度・343	
6 外国人労働者	343
(1) 外国人労働者の活用に関する問題点	343
(2) 外国人労働者の受入れのための法制度	344
ア 技能実習制度・344/イ 特定技能制度・345/ウ 2024年法改正と外国人労働者の今後の受入れ・345	
7 疾病を抱える労働者の雇用継続・不妊治療と仕事の両立	347
(1) 治療と仕事の両立	347
(2) 不妊治療と仕事の両立	347
8 職場のハラスメント対策	349
(1) ハラスメント対策の意義	349
(2) パワハラ	350
ア 要件等・350/イ 事業主等によるパワハラ防止措置・351	
(3) セクハラ	352
ア 要件等・352/イ 事業主等によるセクハラ防止措置・352	
(4) マタハラ・パタハラ	353
ア 要件等・353/イ 事業主等によるマタハラ・パタハラ防止措置・355	
(5) SOGI ハラスメント	356
ア 類型等・356/イ 事業主の義務等・356	

第3節 ジェンダー投資

1 ジェンダー投資とは	358
2 ジェンダー要素	360
(1) ジェンダー投資において考慮すべき要素	360
(2) ジェンダー要素の考慮方法	361
3 ジェンダー投資の類型	363
(1) ESG投資	363

(2) インパクト投資	364
(3) マイクロファイナンス	365
4 実務の展望	366

第2章 ビジネスと人権

368

第1節 ビジネスと人権をめぐる規範

1 総論	368
2 世界人権宣言から国連指導原則へ	369
(1) 世界人権宣言	369
(2) 国連指導原則の策定まで	370
ア OECD ガイドライン・371/イ 国連グローバルコンパクト・371/ ウ MDGs・SDGs・372/エ 国連指導原則・373	
3 人権条約	376
(1) 総論	376
(2) 人権条約	377
ア 人権条約総論・377/イ 国連人権条約・377/ウ 地域的人権条 約・379/エ 人権条約の限界・379/オ 人権条約の履行確保手段・380	
4 国際労働基準	381
(1) 国際労働基準とは	381
ア 国際労働基準の役割と位置づけ・381/イ 国際労働基準の意味・ 382/ウ ILO の条約および勧告の採択の手順・383/エ 条約および勧 告の効果・384	
(2) ILO の多国籍企業宣言の概要	385
(3) 中核的労働基準	386
ア 中核的労働基準とは・386/イ 強制労働・388/ウ 差別・390	
5 国際人道法	393

第2節 近時の海外法制の動向

1 各国規制	397
(1) 概要	397
(2) 各国法制の類型	401

(3) 各国法制の内容	402
ア 英国：現代奴隷法・402/イ フランス：企業注意義務法・403/ウ ドイツ：サプライチェーン・デューデリジェンス法・404/エ オランダ ：児童労働デューデリジェンス法/責任ある持続可能な国際ビジネス行 動法案・405/オ ノルウェー：透明性法・406/カ スイス：紛争鉱物 と児童労働に関するデューデリジェンスと透明性に係る施行令・407	
2 法制化までの経緯	408
3 法制化に伴う論点	409
(1) 公平な競争条件の確保	410
(2) 義務の明瞭性	410
(3) 遵守すべき基準	411
(4) 民事責任	412
(5) 適用対象企業（企業の規模、域外適用）	413
(6) 適用対象の範囲	413
(7) 取締役の義務	415
(8) 行政罰	416
4 先進企業の取組状況	417
(1) 人権の尊重に関する方針・行動規範の制定	418
(2) 調達方針/サプライヤー行動規範	421
(3) 社内管理と評価体制	421
(4) ステークホルダーとの対話	423
(5) 情報開示（投資家・株主との関係も含む）	424
5 訴訟・通報等	425
(1) 概要	425
(2) 訴訟・通報事例	427
ア フランス・427/イ ドイツ・429/ウ オランダ・430	
(3) 企業による対策	431
6 海外法制の企業への影響等	432

第3節 個別の人権イシュー

1 環境と人権	434
(1) 健全な環境への権利	434
(2) 気候変動対策と人権：公正な移行	439
ア 「移行元」の社会で生じ得る負の影響・440/イ 「移行先」の社会	

で生じ得る負の影響・441	
2 テクノロジーと人権	445
(1) 対象範囲	445
(2) テクノロジーに関わる企業の人権 DD	447
ア 誰の人権?・449/イ どんな人権?・450/ウ 誰によって侵害されている?・451	
(3) 人権 DD と法令遵守との関係	452
3 バリューチェーン下流の人権 DD	454
(1) 国連指導原則および OECD ガイドラインの適用範囲	454
(2) CSDDD 法案審議過程における議論	455
(3) バリューチェーン下流の人権尊重責任	457
(4) 下流に特化した取組み	459
4 公共調達	461
(1) ビジネスと人権の国際的基準における公共調達の位置づけ	461
(2) 日本政府による調達と人権	463
(3) 企業実務への影響	464
<hr/> <hr/>	
第4節 人権尊重責任と契約	466
<hr/> <hr/>	
1 総論	466
2 契約と人権条項の機能	467
(1) コミットメント	467
(2) 負の影響の特定・評価	468
(3) 是正・予防	469
(4) 公表	470
3 契約と人権条項をめぐるその他の議論	470
(1) 裁判規範性	470
(2) 表明保証との関係	471
(3) 人権条項による責任転嫁の禁止	472
(4) 独占禁止法、下請法等との関係	473
(5) 実務における使われ方	474
4 人権条項の構造	475
(1) 遵守すべき規範	476
(2) 情報提供、報告等	477

(3) 救済（是正措置等）	477
(4) 解除等のペナルティ	478
(5) その他	479

第3章 労働法

480

第1節 サステナビリティと労働分野	480
-------------------	-----

第2節 労務：フリーランス	485
---------------	-----

1 ディーセント・ワークとフリーランス	485
2 日本におけるフリーランスの現状	487
(1) フリーランス人口の拡大	487
(2) 日本における議論の発展と状況	487
3 フリーランスガイドライン	488
(1) 総論	488
(2) 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準	489
4 フリーランス新法（フリーランス・事業者間取引適正化等法）	489
(1) 総論	489
(2) 定義	491
(3) 取引の適正化	491
(4) 就業環境の整備	495
(5) フリーランス新法違反への対応	497
(6) 独占禁止法および下請法との関係	498
5 今後の展望	498
(1) 執行体制	498
(2) セーフティネット	499
(3) 労働者性	502
6 最後に	503

第3節 同一労働同一賃金	505
--------------	-----

1 はじめに——サステナビリティと同一労働同一賃金の関係性	505
-------------------------------	-----

2 非正規社員と正社員の同一労働同一賃金（パート有期法8条9条）	506
(1) はじめに	506
(2) パート有期法8条・9条の解説	507
ア 8条（均衡待遇）・507/イ 9条（均等待遇）・512	
(3) 各論	513
ア 基本給・513/イ 賞与・516/ウ 退職金・518/エ 家族手当（扶養手当）・519/オ 住宅手当・520	
(4) 是正方法	521
(5) 説明義務	523
ア 概要・523/イ 待遇差の説明義務・525	
(6) 行政の動き	527
3 派遣労働者と派遣先労働者の同一労働同一賃金（労働者派遣法30条の3）	528
(1) 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要	528
(2) 派遣先均等・均衡方式（派遣法30条の3）	529
(3) 労使協定方式（派遣法30条の4）	529
(4) 派遣先による比較対象労働者の待遇情報提供	531
4 無期転換社員と正社員の同一労働同一賃金	532
5 定年後再雇用者と正社員の同一労働同一賃金	533
6 男性社員と女性社員の同一労働同一賃金（労基4条）	536
(1) 同一労働同一賃金原則との関係	536
(2) 要件	536
ア 賃金・536/イ 差別的取扱い・537/ウ 女性であることを理由とした差別・538	
(3) 効果	539
7 最後に	540

第4節 人的資本経営

1 はじめに——働き方改革から人的資本経営へ	541
2 人的資本経営の概要	541
3 人的資本経営への転換が生じる背景	543
(1) 企業価値の源泉が有形資産から無形資産へ変化していること	543

(2) ESG 投資への関心の高まり	544
(3) 第4次産業革命による産業構造の変化	544
(4) 働き手のキャリア観・価値観の変化	544
4 人的資本経営の動向	545
(1) 国内の動向	545
(2) 海外の動向	546
5 人的資本経営の実践	547
(1) 人材版伊藤レポート・人材版伊藤レポート2.0・価値協創ガイダンス2.0	547
(2) 人材戦略に求められる3つの視点	549
(3) 人材戦略に求められる5つの共通要素	551
6 人的資本経営の可視化	552
(1) 概要	552
(2) 制度開示	553
ア コーポレートガバナンス報告書における開示・533/イ 有価証券報告書における開示・554/ウ 女性活躍推進法に基づく男女間賃金格差等の開示・554/エ 育児休業の取得状況の開示・554	
(3) 任意開示	555
7 おわりに	555

第4章 地方再生・地方創生とサステナブル・ファイナンス 556

1 はじめに	556
2 行政による分析	557
(1) 就業の機会の創出	557
ア 問題点の分析・557/イ 実務上の留意点・559	
(2) 経済基盤の強化	560
ア 行政による分析・560/イ 投資の減少理由・561/ウ 少子高齢化の対応策・563/エ 産業の空洞化・564/オ ターゲット分野の留意点・565	
(3) 生活環境の整備の問題点および解決策	567
ア 国内における理解・567/イ OECDにおける理解・568	
3 金融機関による支援	572
(1) オーバーバンキングと資本の増強	572

(2) 地方銀行による再生支援方法	575
-------------------	-----

第5章 アグリ・フード

579

第1節 アグリ・フード分野における日本のサステナビリティ政策の概要

1 農林水産業と地球環境	579
2 日本における喫緊の課題	580
3 日本の食農分野におけるサステナビリティ政策	581
(1) みどりの食料システム戦略	581
(2) みどりの食料システム法	583
ア 概要・583/イ ビジネスへの活用・585	

第2節 農林漁業資産と食品のサステナビリティ：フードテック

1 はじめに	587
2 フードテックとは	587
(1) 意義	587
(2) フードテック推進の背景	588
(3) フードテック分野への投資	589
3 フードテックと法的枠組み	590
(1) 概要	590
(2) 代替タンパクの法的問題	590
(3) プラントベース食品の法的問題	591
(4) 昆虫食の法的問題	591

第3節 漁業分野におけるサステナビリティ

1 漁業分野における国際的動向（人権保護・水産資源保護）	593
2 水産流通適正化法	594
(1) 規制対象となる水産動植物	595
(2) 国内流通関連措置	595

ア 特定第一種水産動植物等に関する事業者の届出義務・595/イ 届出 採捕者および特定第一種水産動植物等取扱業者の情報伝達義務・595/ウ 特定第一種水産動植物等取扱業者の取引記録の作成・保存義務・596/	
エ 特定第一種水産動植物等の輸出に係る適正漁獲等証明書の添付・596	
(3) 輸入関連措置（特定第二種水産動植物等に関する規制）	596
3 養殖業における近年の動向	596
(1) 養殖の現状	596
(2) 陸上養殖業の届出制化	598
ア 事前届出（内水面漁業振興法28条）・599/イ 実績報告書の提出（内 水面漁業振興法29条）・599	

第4節 農業と再生エネルギー（営農型太陽光発電）

1 はじめに	600
2 ソーラーシェアリングの概要と現状	601
(1) ソーラーシェアリングの概要	601
(2) ソーラーシェアリングのメリット	601
(3) ソーラーシェアリングの現状	602
3 ソーラーシェアリングの法的な主な課題	603
(1) 一時転用の問題	603
(2) 単収要件	604
4 ソーラーシェアリング以外の農業と再生可能エネルギー事業の 組合せ手法（農山漁村再生可能エネルギー法）	605
5 おわりに	606

第5節 農業従事者のサステナビリティ

1 事業のサステナビリティ（事業承継）	607
(1) アグリ事業承継概論	607
ア 事業承継において一般的に重要な視点・607/イ アグリ事業承継の 方法・608	
(2) アグリ事業承継各論	609
ア 農地の承継・609/イ その他の事業用資産・611	
2 働き方のサステナビリティ（労働条件）	611

第1節 消費者向け商品・サービスの表示とサステナビリティ … 613

第2節 ウォッシング …………… 615

1 グリーンウォッシュ …………… 615

2 グリーンウォッシュの問題点 …………… 615

第3節 消費者向けの表示とウォッシング規制 …………… 620

1 欧米の法規制 …………… 620

2 わが国の法規制 …………… 623

(1) 景品表示法 …………… 623

(2) 省エネ法等 …………… 624

(3) 公正取引委員会「環境保全に配慮している商品の広告表示の留意事項」…………… 625

(4) 環境省「環境表示ガイドライン」…………… 625

第5部 環 境

第1章 気候変動

1 気候変動とは …………… 631

2 わが国が関連する温室効果ガス削減に向けたこれまでの国際的な枠組み…………… 631

(1) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) …………… 631

(2) 京都議定書 …………… 632

(3) パリ協定 (PARIS AGREEMENT) …………… 632

(4) COP26 …………… 633

ア	パリ協定 1.5°C 目標達成の合意・633/イ	石炭火力発電所の段階的削減・634/ウ	パリ協定ルールブックの完成・634
(5)	COP27		634
ア	損失と損害 (Loss & Damage) に対応するための基金の創設		635/イ
イ	石炭火力発電所の段階的削減および緩和作業計画		635/ウ
エ	GGA および適応資金		636/エ
エ	気候関連情報開示規制の整備		636
(6)	COP28		638
ア	損失と損害 (Loss & Damage) に対応するための基金の大枠の決定		638/イ
イ	グローバル・ストックテイク (GST) の実施		638/ウ
ウ	GGA および適応資金		639
3	温室効果ガス削減に向けた国内の枠組み		639
(1)	東京都におけるキャップ & トレード		639
(2)	埼玉県におけるキャップ & トレード		640
4	気候変動とカーボンオフセット		640
(1)	カーボンプライシング		640
ア	排出権取引 (Emission Trading Scheme : ETS)		640/イ
イ	炭素税		640/ウ
ウ	クレジット取引		641/エ
エ	炭素国境調整措置		641
(2)	カーボンマーケット		641
ア	Jクレジットの取引		641/イ
イ	非化石証書の取引		647/ウ
ウ	東京都や埼玉県における排出量取引制度		652/エ
エ	東京証券取引所のカーボン・クレジット市場		652/オ
オ	GX-ETS における排出量取引制度		656
(3)	E U		658
ア	EU-ETS		658/イ
イ	CBAM		659
(4)	米 国		659
(5)	英 国		660
5	気候変動と開示規制		661
(1)	TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)		661
ア	TCFD とは		661/イ
イ	TCFD 設置の背景		661/ウ
ウ	TCFD による提言		662/エ
エ	提言の内容		663/オ
オ	シナリオ分析		665/カ
カ	TCFD 提言の実施		666
(2)	ISSB		668
ア	ISSB の概要等		668/イ
イ	IFRS S1・IFRS S2 と日本版の基準		669
6	各国の動向		670
(1)	E U		670
ア	欧州グリーンディール		670/イ
イ	サステナブル・ファイナンスアクションプラン		671/ウ
ウ	EU タクソノミー		672/エ
エ	CSRD		675/オ

	SFDR・677/カ CSDDD・679	
(2)	米 国	679
	ア インフレ削減法・679/イ SEC 気候関連開示・686	
(3)	英 国	689
	ア 適用対象・690/イ 投資ラベリング制度・690/ウ SDR・691	
(4)	日 本	692
	ア サステナビリティ開示府令・692/イ GX 推進法・695	
7	気候変動訴訟	696
(1)	日 本	696
	ア 民事訴訟の状況・696/イ 行政訴訟の状況・697/ウ 日本国内における気候変動訴訟としての展開・698/エ NCP・700	
(2)	諸外国	700
	ア Urgenda 訴訟・700/イ Royal Dutch Shell 訴訟・701/ウ その他の訴訟・703	

第2章 自然資本

704

1	自然資本とは	704
2	自然資本と情報開示	710
(1)	概 要	710
(2)	依存・インパクト・リスク・機会	712
(3)	情報開示の4つの柱	713
(4)	6つの一般要件	715
(5)	LEAP アプローチ	716
(6)	SBTs for Nature	717
3	生物多様性クレジット	717
4	自然資本と条約	720
(1)	ゴール A	720
(2)	ゴール B	721
(3)	ゴール C	721
(4)	ゴール D	721

第3章 サーキュラーエコノミー

723

1	概 要	723
---	-----	-----

2 各国の動向	725
(1) E U	726
(2) 英 国	729
(3) フランス	729
(4) ドイツ	730
3 日本の動向	731
(1) 循環経済ビジョン2020	731
(2) サーキュラーエコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進 のための開示・対話ガイダンス	732
(3) プラスチック資源循環促進法	735

第6部 独禁・通商

第1章 通商・投資法

740

第1節 人権問題と通商規制

1 はじめに	740
2 人権侵害に関する複数国間での通商政策アプローチ	744
(1) 国連安保理決議に基づく経済制裁	744
(2) 国連外での国際枠組みに伴う輸出入制限	745
(3) FTAの労働関連ルール	745
ア CPTPP・746/イ 日EU EPA・747/ウ USMCA(米国・メキシコ・ カナダ協定)・749/エ 小 括・751	

コラム1 EU韓国FTAにおける労働規律に関する専門家パネル判断 748

3 人権侵害に関する単独での通商政策アプローチ	752
(1) 輸入制限	752
ア 米国の輸入規制における人権の考慮・753/イ EUの輸入規制等の 強制労働産品規制・758	
コラム2 ウイグル族等の強制労働問題とサプライチェーンリスク	757
(2) 輸出制限	759
ア 米国の輸出規制における人権の考慮・759/イ EUの輸出規制にお	

ける人権の考慮・764/ウ 国際的な協調・766	
(3) 関税に関する措置	767
ア 米国のGSP・767/イ EUのGSP・768	
(4) 経済制裁	769
ア 米国の経済制裁・769/イ EUのグローバル人権制裁スキーム・772	
4 実務に対するインプリケーション	773

第2節 気候変動問題と通商規制

775

1 はじめに	775
2 気候変動政策の類型	776
(1) 総論	776
(2) 経済的手法	776
ア 炭素国境調整措置・776/イ 環境補助金・780	
(3) 規制的手法・情報的手法	782
3 最後に	784

第2章 競争法

785

第1節 総論（協調が必要になっている背景、競争法との緊張関係、 各国競争法の判断枠組み、各国競争当局の動向）

785

1 環境に関する取組みの加速	785
2 競争法との関係	786
3 各国政府、競争当局の動き	787

第2節 各国競争法の判断枠組み

790

1 欧州	790
2 米国	792
3 日本	793

第3節 行為類型ごとの考慮事項

795

1	従来の競争法の考え方においても許容される取組み	795
(1)	典型的に競争制限効果が限定的な行為	795
(2)	参加者の市場における地位が限定的	796
(3)	遵守を強制しない	797
(4)	新規の商品や市場を創出するために協業が必要であって、かつ、競争への影響を限定する措置が講じられている	799
(5)	法令上の義務を遵守する、または共同で法令の明確化・変更等を求める内容の協定	800
2	従来の競争法の考え方では許容されがたいが許容する必要がある取組み	801
(1)	問題の所在	801
(2)	各国の対応の方向性	801
	ア 欧州・802/イ 英国・805	
(3)	便益の定量化	806
(4)	小 括	807
3	許容されない取組み（グリーンウォッシュ、開発制限等）	808

●執筆者一覧・810

●事項索引・821